

平成 21 年 10 月 31 日

各 位

エヌ・イー ケムキャット株式会社

代表取締役社長 牧野 進

(JASDAQ・コード4106)

問合せ先 企画管理部グループリーダー 佐藤 森

電 話 03-3435-5490

**住友金属鉱山株式会社及びBASF キャタリスト アジア ビーブイによる
当社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ**

住友金属鉱山株式会社及びBASF キャタリスト アジア ビーブイは、平成21年9月15日(火曜日)から平成21年10月30日(金曜日)まで、当社株式に対する公開買付けを実施していましたが、その結果について、両社より別紙のとおり発表がありましたので、お知らせいたします。

(別紙)

「エヌ・イー ケムキャット株式会社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

(別紙)

平成21年10月31日

各 位

会 社 名 住友金属鉱山株式会社
代表者名 代表取締役社長 家守 伸正
(コード番号 5713 東・大証第1部)

会 社 名 BASF キャタリスツ アジア ビーブイ
代表者名 マネージング ディレクター
ジー・エー・ディー バン デル ルーベ

エヌ・イー ケムキャット株式会社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

住友金属鉱山株式会社（以下「住友金属鉱山」といいます。）及びBASF キャタリスツ アジア ビーブイ（以下「BASF BV」といい、住友金属鉱山と総称して又は個別に「公開買付者」といいます。また、両社を総称して「公開買付者ら」ということがあります。）は、エヌ・イー ケムキャット株式会社（ジャスダック上場：コード番号 4106、以下「対象者」といいます。）株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を平成21年9月15日より実施しておりましたが、本公開買付けが平成21年10月30日をもって終了いたしましたので、下記のとおり本公開買付けの結果についてお知らせいたします。

記

1. 本公開買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

住友金属鉱山株式会社
東京都港区新橋五丁目11番3号

BASF キャタリスツ アジア ビーブイ
オランダ王国、アーネム 6835 イーエー、フローニンゲンシングル 1

(2) 対象者の名称

エヌ・イー ケムキャット株式会社

(3) 買付等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
4,496,100株	一株	一株

(注1) 本公開買付けでは、買付予定数の上限及び下限を設定しておらず、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注2) 対象者が有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。

(注3) 上記「買付予定数」欄には、本公開買付けにより公開買付者らが買付け等を行う株券等の最大数を記載しています。当該最大数は、対象者の第46期第1四半期報告書（平成21年8月12日提出）に記載された平成21年6月30日現在における対象者の発行済株式総数（28,985,000株）から平成21年6月30日現在の対象者の自己株式数（13,900株）及びBASF BV及びBASF キャタリスツ ホールディング チャイナ LLC、BASF

キャタリスツ LLC（以下、BASF BV及びこれら2社を個別に又は総称して「BASF関係者」といい、住友金属鉱山と総称して、「公開買付者グループ」といいます。）及び住友金属鉱山が平成21年9月15日現在有する株式数（24,475,000株）を控除した株式数となります。

(注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い買付け等の期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注5) 本公開買付けにおける応募株券等は、住友金属鉱山及びBASF BVが50:50の比率で買付け等を行います。但し、かかる割合で配分した結果生じる端数については、住友金属鉱山が買付け等を行います。かかる割合に従って各公開買付者が買付け等を行う株券等の数は以下のとおりです。

公開買付者名	買付数
住友金属鉱山	2,081,762株
BASF BV	2,081,761株

(5) 買付け等の期間

平成21年9月15日（火曜日）から平成21年10月30日（金曜日）まで（30営業日）

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、1,830円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付においては、買付予定の株券等の数に上限及び下限を設定しておらず、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）第30条の2に規定する方法により、平成21年10月31日に株式会社東京証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	4,163,523株	4,163,523株
新株予約権証券	－株	－株
新株予約権付社債券	－株	－株
株券等信託受益証券（ ）	－株	－株
株券等預託証券（ ）	－株	－株
合計	4,163,523株	4,163,523株
（潜在株券等の数の合計）	－	（－株）

(注) 公開買付届出書に記載のとおり、本公開買付けにおける応募株券等は、住友金属鉱山及びBASF BVが50:50の比率で買付け等を行います。但し、かかる割合で配分した結果生じる端数については、住友金属鉱山が買付け等を行います。かかる割合に従って各公開買付者が買付け等を行う株券等の数は以下のとおりです。

公開買付者名	買付数
住友金属鉱山	2,081,762株
BASF BV	2,081,761株

(4) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	23,628 個	(買付け等前における株券等所有割合 81.56%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	873 個	(買付け等前における株券等所有割合 3.01%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	27,791 個	(買付け等後における株券等所有割合 95.93%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	848 個	(買付け等後における株券等所有割合 2.93%)
対象者の総株主等の議決権の数	28,947 個	

(注1) 「買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は、住友金属鉱山及びBASF BVがそれぞれ有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」はそれぞれ、平成21年9月15日現在及び本日現在の各特別関係者が有する株券等（但し、公開買付者である住友金属鉱山及びBASF BVが有する株式ならびに対象者が有する自己株式を除きます。）に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の第46期第1四半期報告書（平成21年8月12日提出）に記載された平成21年6月30日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式も対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、その分母を、上記第1四半期報告書に記載された平成21年6月30日現在の発行済株式総数（28,985,000株）から平成21年6月30日現在の対象者の自己株式数（13,900株）を控除した株式数（28,971,100株）に係る議決権の数である28,971個として計算しております。

(注4) 「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における株券等所有割合」について、各公開買付者の内訳は以下のとおりです。

公開買付者名	議決権の数	所有割合
住友金属鉱山	14,319個	49.43%
BASF BV	13,472個	46.50%

(注5) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
 大和証券エスエムビーシー株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
 大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

- ② 決済の開始日
 平成21年11月9日（月曜日）

- ③ 決済の方法
 公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。
 買付け等は、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、

決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等の指定した場所へ送金するか（送金手数料がかかる場合があります。）、公開買付代理人又は復代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

公開買付者らは、本公開買付けの結果、対象者の自己株式及び公開買付者グループが有する対象者株式を除く、対象者の全ての発行済株式を取得できなかったため、遅くとも平成 22 年 3 月頃までを目処に、以下の方法により対象者の株主を公開買付者グループのみとするための手続を完了させる予定です。

具体的には、公開買付者らは、①対象者において定款の一部変更を行い、対象者を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②上記①による変更後の対象者定款の一部変更を行い、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。）を付すこと、及び③対象者の当該株式の全部取得と引換えに別個の種類の対象者株式を交付することを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催すること、ならびに上記②を付議議案に含む普通株主による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）を開催することを対象者に要請しております。対象者は公開買付者の当該要請を受け、平成 21 年 11 月 10 日を本臨時株主総会及び本種類株主総会の基準日として設定しており、平成 21 年 12 月下旬に本臨時株主総会及び本種類株主総会を招集する予定とのことです。なお、公開買付者らは、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項が付された上で、対象者がこれを全て取得することとなり、対象者の株主には当該取得の対価として別個の種類の対象者株式が交付されることとなりますが、かかる取得の対価として交付される別個の種類の対象者株式が 1 株未満の端数となる株主に対しては、会社法第 234 条その他の関連法令の定めに従い、当該端数の合計数（1 株に満たない端数は切り捨てられます。以下同じ。）を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数の売却金額については、本公開買付けにおける対象者普通株式 1 株当たりの買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を基準として算定する予定であり、この結果株主に交付されることとなる金銭の額は、本公開買付価格と同額になる予定です。また、全部取得条項が付された対象者の普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は、本日現在未定ですが、公開買付者は対象者に対して、公開買付者グループが合わせて対象者の全ての発行済株式（自己株式を除きます。）を有することとなるよう、公開買付者グループ以外の対象者の株主に対し交付しなければならない対象者株式の数が 1 株に満たない端数となるよう決定することを要請する予定です。

上記①乃至③の手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(i) 上記②の対象者普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更の際には、会社法第 116 条及び第 117 条その他の関連法令の定めに従って、反対株主がその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ii) 上記③の全部取得条項が付された株式の全部取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第 172 条その他の関連法令の定めに従って、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、これらの方法による 1 株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなるため、本公開買付価格と異なることがあり得ます。これらの方法による請求又は申立てを行うに際しての必要な手続に関しては株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。

なお、対象者の普通株式は、本日現在、ジャスダック証券取引所に上場されていますが、本公開買付けの結果、ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準（以下「上場廃止基準」といいます。）に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、公開買付者らは、上述のとおり、本公開買付け後に、上記の各手続を実行することにより、公開買付者グループが合わせて対象者の全ての発行済株式（自己株式を除きます。）を有することを予定していますので、その場合には上場廃止基準に該当し対象者の普通株式は上場廃止となります。なお、対象者の普通株式が上場廃止となった場合は、対象者の普通株式をジャスダック証券取引所において取引することはできなくなります。

以上に述べた対象者の株主を公開買付者グループのみとするための手続の詳細（上記①乃至③の議案の詳細を含みます。）及び本臨時株主総会及び本種類株主総会の具体的な開催日については、現時点で未定であり、対象者と協議の上、決定される予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

住友金属鉱山株式会社

東京都港区新橋五丁目 11 番 3 号

株式会社ジャスダック証券取引所

東京都中央区日本橋茅場町一丁目 5 番 8 号

以上

■ お問い合わせ先

住友金属鉱山株式会社

広報 IR 部 大場 浩正

(TEL. 03-3436-7705)

BASF キャタリスツ アジア ビーブイ

BASF ジャパン株式会社 コーポレート・コミュニケーションズ

水谷 あゆみ

(TEL. 03-3796-4863)